



広島県報

定期
第26号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	(環境対策室)	一
広島県と三次市との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約	(障害者支援室)	六
広島県と世羅郡世羅町との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約	("	六
広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の一部を改正する告示	(漁港漁場整備室)	七
(以上三件県法規登載)		
公共測量の終了(三件)	(土木建築総務室)	七
道路の区域決定	(道路保全室)	七
道路の区域変更	("	八
都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可	(下水道室)	八
特定非営利活動法人の認証申請	(文化・県民協働室)	八
争議行為の予告	(労働福祉室)	九
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要	(地域産業振興室)	九
大規模小売店舗立地法の規定による県の意見(二件)	("	九
土地改良区合併の認可	(土地改良室)	九
開発行為に関する工事の完了	(建築指導室)	九
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		〇
監査委員公表		〇
三月例月出納検査の結果		〇

告示

広島県告示第四百四十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十八年四月六日

広島県知事 藤田雄山

一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	三原市小泉町四二四五 医療法人 仁康会 理事長 谷本 雄謙
工場又は事業場の所在地及び名称	三原市小泉町四二四五 医療法人 仁康会 小泉病院

二 申請の内容

特定施設 六八の二口 洗浄施設一基、六八の二八 入浴施設七基を新設し、六八の二口 洗浄施設一基、六八の二八 一基の構造を変更する。また、六八の二八 入浴施設を二基廃止する。
また、汚水等の水質を変更し、排水口一を廃止する。排水口二を雨水専用から処理水及び雨水を排出する排水口とする。それに伴って、排水口二の水量及び水質を変更する。

1 特定施設の種類能力及び使用の方法(その一)

種	型	主要寸法(単位・メートル)	能	期		使用開始予定年月日
				工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	
六八の二口 洗浄施設(四FWS一洗濯室)	洗濯機パン	縦〇・九×横〇・六四×高さ〇・〇八五	洗濯物量一〇キログラ	許可後直ちに	許可後直ちに	完成後直ちに
六八の二口 洗浄施設(五FWS二洗濯室)	同上	同上	洗濯物量一五キログラ	許可後直ちに	許可後直ちに	完成後直ちに

種 類	型 式	主 要 寸 法 (単位・メートル)	能 力	等 期		
				工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 開 始 予 定 年 月 日
六八の二口洗淨施設(DFI SPI 八)	洗濯機パン	縦〇・九×横〇・六四 ×高さ〇・〇八五	洗濯物量一〇キログラ	許可後直ちに	着工後直ちに	完成後直ちに
六八の二口洗淨施設(DFI SPI 九)	洗濯機置き場	縦一・七×横〇・七五 ×高さ〇・二二				

(その二)

汚水等の排出先	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用の方法						使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		
		排出される汚水等の汚染状態								
		大腸菌群数(単位・一立方センチメートルにつき個)	燐含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量		水素イオン濃度(単位・水素指数)	
合併処理浄化槽	〇・五	五〇、〇〇	八	六〇	七〇	二〇〇	二〇〇	五・八、八・六	通常	最大
		〇〇〇、〇	一六	一一〇	一一〇	二八〇	二八〇	五・八、八・六		
同上										

種 類	型 式	主 要 寸 法 (単位・メートル)	能 力	等 期			項 目	
				工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 開 始 予 定 年 月 日		
六八の二口洗淨施設(A SPI 一〇)	洗濯機置き場	縦一・六×横〇・六四 ×高さ〇・〇八五	洗濯物量一〇キログラ	許可後直ちに	着工後直ちに	完成後直ちに	通常	最大
六八の二口洗淨施設(A SPI 一)	同上	縦一・五×横〇・八二 ×高さ〇・一一三						

(その三)

汚水等の排出先	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用の方法						使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		
		排出される汚水等の汚染状態								
		大腸菌群数(単位・一立方センチメートルにつき個)	燐含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量		水素イオン濃度(単位・水素指数)	
合併処理浄化槽	各〇・五	五〇、〇〇	八	六〇	七〇	二〇〇	二〇〇	五・八、八・六	通常	最大
	各一	〇〇〇、〇	一六	一一〇	一一〇	二八〇	二八〇	五・八、八・六		
同上	〇・五	同上						通常	最大	

方法					工期等			能	主	型	種
る汚水等の汚染状態					使用開始	工事完成	工事着手				
窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度(単位・水素指数)	項目			使用時間(使用の季節的変動)	寸法(単位・メートル)	洗濯機置場	六八の二口洗淨施 (A四FISPI二便所)
					通常	最大	項目				
六〇	六〇	二〇〇	二〇〇	五・八 八・六	通常	最大	八時間断続使用 (なし)	△洗濯物量一〇キログラム	縦二×横〇・七×高さ〇・一四	洗濯機置場	六八の二口洗淨施 (A四FISPI二便所)
一三〇	一三〇	二八〇	二八〇	五・八 八・六	通常	最大	九時間断続使用 (なし)	最大排水量〇・五立方メートル	縦〇・五〇八×横〇・六六×高さ〇・四八五	汚物流し	六八の二口洗淨施 (A四FIWI六洗面所)
七〇	七〇	同上	同上	同上	通常	最大	同上	同上	同上	同上	同上

(その四)

使用の方法						
汚水等の排出先	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	排出される汚水等の汚染状態				
		大腸菌群数(単位・一立方センチメートルにつき個)	燐含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量
合併処理浄化槽	〇・五	五〇、〇〇	八	六〇	二〇〇	二〇〇
	一	〇〇〇、〇〇〇	一六	一一〇	二八〇	二八〇
同上						

使用の方法					工期等			能	主	型	種	
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	排出される汚水等の汚染状態					使用開始	工事完成					工事着手
	大腸菌群数(単位・一立方センチメートルにつき個)	燐含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	項目			使用時間(使用の季節的変動)	寸法(単位・メートル)	洗濯機置場
通常							最大	項目				
〇・五	五〇、〇〇	八	六〇	二〇〇	二〇〇	通常	最大	八時間断続使用 (なし)	△洗濯物量一〇キログラム	縦〇・九×横〇・九×高さ〇・一四	洗濯機置場	六八の二口洗淨施 (C二FISPI一五シャワー室)
一	〇〇〇、〇〇〇	一六	一一〇	二八〇	二八〇	通常	最大	七時間断続使用 (なし)	同上	同上	同上	同上
各〇・五	五〇、〇〇	八	六〇	四〇	四〇	通常	最大	同上	入浴者数一名	縦〇・九×横〇・六×高さ〇・五五	ユニットバス	六八の二口入浴施 (D一FIB一、D二FIB二、D三FIB三、D四FIB四、D五FIB五、D六FIB六、C二FI B九)
各一	〇〇〇、〇〇〇	一六	一一〇	六〇	一〇〇	通常	最大	同上	同上	同上	同上	同上

(その五)

使用の方法		
汚水等の排出先	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	排出される
		大腸菌群数(単位・一立方センチメートルにつき個)
合併処理浄化槽	〇・五	五〇、〇〇
	一	〇〇〇、〇〇〇
同上	〇・三	同上
	一	同上

種	類	変更前	変更後	使用の方法											工期等	能力	主要寸法 (単位・メートル)	型式	種	類	(その六)	汚水等の排出先								
				排出される汚水等の汚染状態																			使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	許可後直ちに 着工後直ちに	入浴者数一名	六八の二八入浴施設 (D3F1B5)	合併処理浄化槽
				大腸菌群数(単位・一立方センチメートルにつき個)	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度 (単位・水素指数)	項目																				
										単位・一リットルにつき ミリグラム	通	常	最	大																
				汚水等の排出先	排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	五〇、〇〇〇	八	六〇	四〇	四〇	七〇	五・八〇・六	七時間断続使用 (なし)	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	入浴者数一名	縦〇・九五×横〇・六×高さ〇・五五	ポリバス	六八の二八入浴施設 (D3F1B5)	合併処理浄化槽	同上								
				(その七)	合併処理浄化槽	〇・五																								
						一〇〇、〇〇〇						五・八〇・六																		
						一六																								
						六〇																								
						六〇																								
						一〇〇																								

使用の方法				種	変更前	変更後	工期等	主要寸法 (単位・メートル)	種	能力	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	許可後直ちに 着工後直ちに	入浴者数一名	縦〇・九五×横〇・六×高さ〇・五五	縦四×横九×高さ二・七	縦四×横三・六×高さ二・七	既設	既設
排出される汚水等の汚染状態																				
項目	目	目	目	類	変更前	変更後	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	許可後直ちに 着工後直ちに	入浴者数五〇名	縦三・七×横一・六七×高さ〇・八五	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
通常	最大	通常	最大	六八の二八入浴施設 (D)	六八の二八入浴施設	同上	既設	既設	既設	六・二	一〇・七	三・三	四・二	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	入浴者数五〇名	縦三・七×横一・六七×高さ〇・八五	同上	同上
通常	最大	通常	最大	六八の二八入浴施設 (D)	六八の二八入浴施設	同上	既設	既設	既設	八・二	一〇・七	三・三	四・二	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	入浴者数五〇名	縦三・七×横一・六七×高さ〇・八五	同上	同上

排水口名	項目	変更前			変更後		
		通常	最大	通常	最大		
水素イオン濃度(単位・水素指数)	生物化学的酸素要求量			五・八	五・八		
				八・六	八・六		
化学的酸素要求量				一五	二〇		

3 排水水の汚染状態
(その一) 排水口一 廃止
(その二)

排水口 2				
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	大腸菌群数(単位・一立方センチメートルにつき個)	浮遊物質量	窒素含有量	燐含有量
〇				
〇				
一四五	〇	四・五	三〇	二五
三二〇	三、〇〇〇	一一	九〇	四〇

使用の方法	工期等		変更前	変更後
	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日		
汚水等の排出先	処理前の汚水等	処理後の汚染状態	通常	最大
	燐含有量	窒素含有量		
排水口一				
排水口二	八	六〇	一六	二二〇
	四・五	三〇		九〇

2 汚水等の処理の方法(合併処理浄化槽)

工期等	種類	変更前		変更後	
		使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日
既設	六八の二八人浴施設(入浴施設五室、浴室三室)			許可後直ちに	許可後直ちに
既設	同上			着工後直ちに	着工後直ちに
既設	同上			完成後直ちに	完成後直ちに

(その一〇)

使用の方法		項目	目
排出される汚水等の汚染状態			
燐含有量	窒素含有量	通常	最大
八	六〇		
一六	二二〇		

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十八年四月六日から

平成十八年四月二十六日まで

2 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課及び三原市市民生活部生活環境課

広島県告示第四百四十九号

広島県と三次市との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約を次のように定めた。

平成十八年四月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県と三次市との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 広島県(以下「甲」という。)は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百三十四号。以下「法」という。)及び国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)に基づき知事が行う特別児童扶養手当(以下「手当」という。)に関する次に掲げる事務のうち三次市に住所を有する者に係るもの(以下「委託事務」という。)を三次市(以下「乙」という。)に委託する。

一 法第五条第一項の規定による受給資格及び手当の額の認定

二 法第五条第二項の規定による受給資格及び手当の額の再認定

三 法第六条から第八条までの規定による手当の支給の制限

四 法第十一条の規定による手当の不支給

五 法第十二条の規定による手当の一時差止め

六 法第十三条の規定による未支払手当の支払に係る請求の受理及び支払通知

七 法第十六条において準用する児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第八条第一項及び第三項の規定による手当の額の改定

八 法第三十六条の規定による調査等の実施

九 法第三十七条の規定による資料の提供等の要求

十 国の債権の管理等に関する法律第十二条の規定による債権発生のお知らせ

(経費の負担及び予算の執行)

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、すべて甲の負担とし、甲はあらかじめ、

これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲及び乙が協議して定める。

第三条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第四条 乙は、各年度において翌年の四月三十日までに、委託事務の管理及び執行に係る実績報告書を甲に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第五条 乙は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を住民に公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を、甲に通知するものとする。

(その他)

第六条 前各条に定めるもののほか、委託事務の委託に關し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

2 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る予算の執行は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。この場合において決算上剰余金が生じた場合は、乙は、速やかに、これを甲に納付しなければならない。

広島県告示第四百五十号

広島県と世羅郡世羅町との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約を次のように定めた。

平成十八年四月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県と世羅郡世羅町との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 広島県(以下「甲」という。)は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百三十四号。以下「法」という。)及び国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)に基づき知事が行う特別児童扶養手当(以下「手当」という。)に関する次に掲げる事務のうち世羅郡世羅町に住所を有する者に係るもの(以下「委託事務」という。)を世羅郡世羅町(以下「乙」という。)に委託する。

一 法第五条第一項の規定による受給資格及び手当の額の認定

二 法第五条第二項の規定による受給資格及び手当の額の再認定

三 法第六条から第八条までの規定による手当の支給の制限

四 法第十一条の規定による手当の不支給

五 法第十二条の規定による手当の一時差止め

六 法第十三条の規定による未支払手当の支払に係る請求の受理及び支払通知

七 法第十六条において準用する児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第

八条第一項及び第三項の規定による手当の額の改定

八 法第三十六条の規定による調査等の実施

九 法第三十七条の規定による資料の提供等の要求

十 国の債権の管理等に関する法律第十二条の規定による債権発生のお知らせ

(経費の負担及び予算の執行)

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、すべて甲の負担とし、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲及び乙が協議して定める。

第三条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第四条 乙は、各年度において翌年の四月三十日までに、委託事務の管理及び執行に係る実績報告書を甲に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第五条 乙は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を住民に公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を、甲に通知するものとする。

(その他)

第六条 前各条に定めるもののほか、委託事務の委託に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

2 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る予算の執行は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。この場合において決算上剰余金が生じた場合は、乙は、速やかに、これを甲に納付しなければならない。

広島県告示第四百五十一号

広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約(平成十六年十一月一日施行)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年四月六日

第一条中「及び柿浦漁港」を、「柿浦漁港、美能漁港及び深江漁港」に改める。
広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第四百五十二号
平成十七年広島県告示第八百七十六号の告示に係る公共測量が終了した旨、広島県尾三地域事務所長から通知があった。
平成十八年四月六日
広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第四百五十三号
平成十七年広島県告示第七百十二号の告示に係る公共測量が終了した旨、広島県尾三地域事務所長から通知があった。
平成十八年四月六日
広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第四百五十四号
平成十八年広島県告示第百十五号の告示に係る公共測量が終了した旨、広島法務局長から通知があった。
平成十八年四月六日
広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第四百五十五号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり決定する。
その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年四月二十日までの間、縦覧に供する。
平成十八年四月六日
広島県知事 藤 田 雄 山

整理番号	道路の種類及び路線名	区 間	敷地の幅員	延 長	備 考
一八九	県道福山上御領線	福山市神辺町大字下竹田字郷戸二四五四番一地从先から福山市神辺町大字下竹田字亀田四九番三地先まで	八・〇〇(メートル)三	九二二・〇〇(メートル)	

広島県告示第四百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十八年四月二十日までの間、縦覧に供する。

平成十八年四月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 一般国道
路線名 三七五号
道路の区域

区 間	新	旧	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	一九・五〇〇 〇〇	一七・〇〇〇 〇〇			
東広島市黒瀬町上保田字天神原四二番一 地先から 東広島市黒瀬町上保田字天神原四三番一 地先まで	新	旧	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	一九・五〇〇 〇〇	一七・〇〇〇 〇〇			
東広島市黒瀬町上保田字天神原四二番一 地先から 東広島市黒瀬町上保田字天神原四三番一 地先まで	新	旧	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	一九・五〇〇 〇〇	一七・〇〇〇 〇〇			

道路の種類 県道
路線名 矢野安浦線
道路の区域

区 間	新	旧	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	一七・〇〇〇 〇〇	一五・〇〇〇 〇〇			
東広島市黒瀬町上保田字天神原六二番一 地先から 東広島市黒瀬町菅田字天神原四〇五番一 地先まで	新	旧	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	一七・〇〇〇 〇〇	一五・〇〇〇 〇〇			
東広島市黒瀬町上保田字天神原六二番一 地先から 東広島市黒瀬町菅田字天神原四〇五番一 地先まで	新	旧	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	一七・〇〇〇 〇〇	一五・〇〇〇 〇〇			

広島県告示第四百五十七号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定によって、平成十四年広島県告示第九百五号三次圏都市計画下水道事業三次公共下水道の事業計画の変更を認可した。

平成十八年四月六日

一 施行者の名称

広島県知事 藤 田 雄 山

三次市

二 都市計画事業の種類及び名称

三次圏都市計画下水道事業三次公共下水道

三 事業施行期間

平成三年一月三十一日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成十四年広島県告示第九百五号の事業地に、南畑敷町を加える。

使用の部分

平成十四年広島県告示第九百五号の事業地のうち、三次町、十日市西一丁目、十日市東六丁目、十日市南一丁目、南畑敷町及び南畑敷町字堂山(山)地内において事業地を変更し、同事業地に東酒屋町、十日市西二丁目、十日市西三丁目、十日市西四丁目、十日市西五丁目、十日市南二丁目、十日市南三丁目、十日市南四丁目、十日市南五丁目、十日市南六丁目及び十日市南七丁目を加える。

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年四月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動 法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の 所在地	定款に記載された目的	申請のあった 年月日
特定非営利活動 法人まなび	高橋 剛	広島県広島市安 佐南区八木七丁 目一〇番五号	この法人は、心身障害者をはじめ何らかの理由で、現状のままでは一般就労が困難な人々に対して、本人の個性や特技に合った職業的知識・技能 対人関係等の習得・向上・改善に関する事業を行い、自らの生命を輝かすしいものにしていくことを努力する本人の活動に寄与することを目的とする。	平成一八年三 月二四日

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定によって
平成十八年三月二十七日付けで広島交通労働組合執行委員長寺本博から争議行為を行う旨、
通知があったので、次のとおり公告する。
平成十八年四月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 争議行為の目的
賃金及び臨時給の引き上げ
- 二 争議行為の日時
平成十八年四月七日午前零時から本件の問題解決に至るまでの期間
- 三 争議を行う場所
広島交通労働組合員が従事する高速仕業を除くバス路線及びその他の全職場
- 四 争議行為の概要
あらゆる形の争議行為を行う。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模
小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。
平成十八年四月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームセンタージョンテンドー吉田店
所在地 安芸高田市吉田町吉田字鯨多三八九四番地一外
- 二 提出された意見の概要
なし
- 三 提出された意見の縦覧場所
広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
安芸高田市産業振興部商工観光課(安芸高田市吉田町吉田七九一)
- 四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
1 期間
平成十八年四月六日から平成十八年五月八日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民
の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
2 時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によって、大規模小

売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。
平成十八年四月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 デオデオ海田店
所在地 安芸郡海田町南つくも町一三 一八
- 二 県の通知の縦覧場所
広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
海田町総務部地域振興課(安芸郡海田町上市一四番一八号)
- 三 県の通知の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
1 期間
平成十八年四月六日から平成十八年五月八日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民
の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
2 時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によって、大規模
小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。
平成十八年四月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン江能
所在地 江田島市大柿町飛渡瀬一八〇番地外
- 二 県の通知の縦覧場所
広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
江田島市商工観光課(江田島市能美町中町四八五九番地九)
- 三 県の通知の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
1 期間
平成十八年四月六日から平成十八年五月八日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民
の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
2 時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定によって、三次市

土地改良区、三次市君田町土地改良区、三次市布野町土地改良区、三次市作木町土地改良区、三次市三良坂町土地改良区、三次市吉舎町土地改良区、三次市三和町土地改良区、三次市甲奴町広定土地改良区の合併を平成十八年四月一日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を不服として、認可の取消しを求める訴えを提起する必要がある。

平成十八年四月六日
広島県知事 藤田雄山

定款を変更し合併後も存続する土地改良区
解散する土地改良区

- 三次市土地改良区
- 三次市君田町土地改良区
- 三次市布野町土地改良区
- 三次市作木町土地改良区
- 三次市三良坂町土地改良区
- 三次市吉舎町土地改良区
- 三次市三和町土地改良区
- 三次市甲奴町広定土地改良区

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年四月六日
広島県知事 藤田雄山

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東広島市西条町寺家字尾形七九七四番、七九七五番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東広島市西条中央八丁目二七番一―号
本城 哲彦
- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
府中市桜が丘三丁目三番一―から三番六まで
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
府中市本山町五三〇番地の二―四
ヒロボー株式会社
取締役社長 松坂 敬太郎

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第26号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められて、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年4月6日

広島県公安委員会
委員長 宮地治夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0062	告示の日(平成18年4月6日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRソングレンサンF1	株式会社藤商事 松元 邦夫 代表取締役 松元 中央区内 本町一丁目1番4号)	同
5S1227	同上	回胴式遊技機	FJ002	同上	同

監査委員公表

平成十八年三月二十四日に実施した例月出納検査の結果を別紙のとおり公表する。
平成十八年四月六日

- 広島県監査委員
- 坪川 禮巳
- 田邊 直史
- 高橋 義則
- 近光 章

3月例月出納検査の結果

平成18年3月24日執行

1 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

平成18年2月28日現在における平成17年度一般会計・各特別会計、歳入歳出外現金及び基金の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(1) 一般会計及び特別会計

(単位：円)

区 分	予 算 額	本 月 分		累 計		収 入 済 額 と 支 出 済 額 と の 差 (累計)
		収 入 済 額	支 出 済 額	収 入 済 額	支 出 済 額	
一 般 会 計	1,044,493,338,950	42,630,770,498	57,070,196,448	774,421,449,170	690,118,041,012	84,303,408,158
特 別 会 計	216,680,016,000	2,274,603,424	2,095,821,126	111,126,550,508	103,820,857,733	7,305,692,775
合 計	1,261,173,354,950	44,905,373,922	59,166,017,574	885,547,999,678	793,938,898,745	91,609,100,933

(2) 歳入歳出外現金

(単位：円)

前 月 末 保 管 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 保 管 額
3,557,354,819	1,296,124,262	1,295,047,020	3,558,432,061

(3) 基金

(単位：円)

前 月 末 現 在 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 現 在 額
138,498,757,944	2,871,821,546	235,600,000	141,134,979,490

2 公営企業会計

平成18年2月28日現在における平成17年度の病院事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計及び水道用水供給事業会計の資金収支の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(単位：円)

区 分	前 月 か ら の 繰 越 額 (A)	本 月 分		累 計		翌 月 へ の 繰 越 額 (A + B - C)
		収 入 額 (B)	支 出 額 (C)	収 入 額	支 出 額	
病 院 事 業 会 計	351,509,179	2,168,154,432	2,183,163,486	31,067,616,828	30,878,683,833	336,500,125
工 業 用 水 道 事 業 会 計	4,196,687,639	208,776,212	147,611,013	2,735,013,896	3,527,853,077	4,257,852,838
土 地 造 成 事 業 会 計	6,653,148,071	68,870,082	89,686,726	8,277,894,172	6,518,897,557	6,632,331,427
水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	10,873,611,182	1,812,803,042	874,838,913	22,457,059,782	22,060,484,509	11,811,575,311
企 業 局 計	21,723,446,892	2,090,449,336	1,112,136,652	33,469,967,850	32,107,235,143	22,701,759,576
合 計	22,074,956,071	4,258,603,768	3,295,300,138	64,537,584,678	62,985,918,976	23,038,259,701